

## 日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1 基本情報	
(1) 案件名	カレン州パアン地区におけるインクルーシブ教育支援事業 Inclusive education support project in Hpa-an Township, Kayin State
(2) 事業地	ミャンマー連邦共和国、カレン州、パアン地区 Hpa-an Township, Kayin State, Myanmar
(3) 贈与契約締結日 及び事業期間	・ 贈与契約締結日：2022年9月1日 ・ 事業期間：2022年9月1日～2023年8月31日 ・ 延長事業期間：1か月、2023年9月30日まで
(4) 供与限度額 及び実績（返還額）	・ 供与限度額：45,592,275円 ・ 総支出：36,647,212円（返還額：8,945,063円、利息なし。）
(5) 団体名・連絡先、事 業担当者名	ア 団体名：特定非営利活動法人 難民を助ける会 【法人番号：2010705000721】 イ 電話：03-5423-4511 ウ FAX：03-5423-4450 エ E-mail：staff@aarjapan.gr.jp オ 事業担当者名：事業統括 野際紗綾子、事業担当 中井敏寛
(6) 事業変更の有無	ア 事業変更承認の有無：有 （ア）申請日：2023年8月23日 承認日：2023年8月29日 内容：事業期間延長 イ 事業変更報告の有無：有 （ア）報告日：2022年10月6日 内容：本部事業担当の人役変更 （イ）報告日：2022年11月18日 内容：現地スタッフ人件費算出方法の変更 （ウ）報告日：2022年12月6日 内容：他事業終了時期の変更による現地スタッフの人役および従事月数の変更、会計・総務担当補佐兼プロジェクト・アシスタント採用 （エ）報告日：2023年2月14日 内容：現地事業責任者の勤務地の変更 （オ）報告日：2023年2月16日 内容：「活動3. 障がい理解促進およびインクルーシブな加害活動の実施 3-2 インクルーシブ教育啓発活動の実施」の活動内容変更 （カ）報告日：2023年3月1日 内容：現地スタッフ日当の単価の変更 （キ）報告日：2023年3月16日 内容：本部スタッフ（オペレーションサポート担当）の変更 （ク）報告日：2023年3月29日 内容：本部スタッフ（駐在）住居借り上げ費の計上通貨の変更 （ケ）報告日：2023年4月6日 内容：本部スタッフ（本部事務所スタッフ）予防接種費の単価および備考の変更 （コ）報告日：2023年5月26日 内容：本部スタッフ（本部事業担当）渡航交通費の経路の変更 （サ）報告日：2023年6月14日

	<p>内容：現地事務所光熱費の変更および本部スタッフ（駐在）住居光熱費の追加</p> <p>(シ) 報告日：2023年6月14日 内容：本部スタッフ（駐在）宿泊費の変更</p> <p>(ス) 報告日：2023年6月19日 内容：本部スタッフ（駐在）の単価および人役、勤務形態の変更</p> <p>(セ) 報告日：2023年6月30日 内容：現地移動費としてミャンマー国内線航空券（ヤンゴンーパアン往復）の追加</p> <p>(ソ) 報告日：2023年7月4日 内容：現地スタッフの人役変更</p> <p>(タ) 報告日：2023年7月26日 内容：現地スタッフ（ジュニア・フィールド・オフィサー3）の変更</p> <p>(チ) 報告日：2023年9月8日 内容：本部スタッフ（駐在）住居借り上げ費および新聞購入費（パアン）の単価、バイク・三輪タクシー代：パアン市内の変更</p> <p>(ツ) 報告日：2023年9月28日 内容：現地事業管理費の予算按分割合の変更</p> <p>(テ) 報告日：2023年9月28日 内容：本部スタッフ（駐在）および現地スタッフの人件費の変更</p>
--	--

2 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度 (今期事業達成目標)	<p>カレン州パアン地区におけるインクルーシブ教育支援事業は、「拠点校におけるインクルーシブ教育の体制が強化されるとともに、本事業の取り組みがカレン州社会福祉救済復興省、教育省などの教育政策の政府関係者や支援団体へ普及される」ことをプロジェクト目標として3年間取り組むものである。</p> <p>第2年次となる本事業では、「インクルーシブ教育支援事業」の拠点として、先行事業のカレン州パアン地区の先行拠点地域3村（ウジー区ウジー村、タカウンポー区ノークワー村、ウェルジー区ウェルジー村）に加え、現行事業の追加拠点地域5村（サンフリー区サンフリー村、同区コータースー村、ノウンプレイン区ノウンタラ村、同区ライントン村、同区パーヤー村）の計8村において活動を実施した。追加拠点地域5村においては、地域サポートグループの設立を支援した。先行拠点地域3村を含めた計8村の地域サポートグループは、定期会合を開いて行動計画を策定し、障がい児が直面する課題や障がい児・不就学児の教育に関して協議した。当会はコミュニティボランティアの能力強化を目指し、障がい児の教育や子どもの権利、インクルーシブ教育、相談支援等に関する研修を実施した。研修を受けたコミュニティボランティアは、各地域サポートグループの行動計画に基づき、活動を通して障がい児が地域で直面する課題や障がい児・不就学児の教育に関する課題を把握して地域サポートグループに報告し、地域サポートグループが課題解決に向けて協議する体制が構築された。また、当会が設立を支援した教育自助団体が中心となり、障がい児を対象とした特別学習活動や地域住民を対象としたインクルーシブ教育に関する啓発活動を実施した。追加拠点校5校の内3校において、バリアフリー化改修工事を行うとともに、追加拠点校5校においては教員や地域サポートグループメンバー、PTAメンバー等を対象にバリアフリー施設の重要性や維持管理方法を伝えるための研修を実施し、障がい児が教育にアクセスできる環境を整備した。また、当会が対象地域において把握した障がい児のニーズに基づき、地域サポートグループを介して必要な補助具を供与、または専門機関への照会支援をコミュニティボランティアとともに実施した。</p> <p>※研修・ワークショップの詳細については「添付資料①：ワークショップ・セミナー実施内容一覧」および「添付資料②：ワークショップ・セミナー実績表（日付順）」を、定期会合の開催実績は「添付資料③：地域サポートグループ定期会合実績表」を参照。各地域サポートグループの行動計画については「添付資料④：地域サポートグループ行動計画詳細」を参照。</p>
	<p>(今期事業達成目標)</p> <p>対象地域が拡大されるとともに、インクルーシブ教育支援活動を推進する体制が強化される。各拠点校の地域の障がい児が福祉サービスを受け、障がい児・不就学児が定期的に教育へアクセスする機会を得る。</p>
(2) 活動内容	<p>活動1. 学校のアクセシビリティ向上</p> <p>1-1 拠点校のバリアフリー改修・整備</p> <p>現行事業追加拠点校5校のうち3校（パアン地区サンフリー区コータースー小学校、同地区ノウンプレイン区ノウンタラ小学校、同地区ノウンプレイン区ライントン小学校）において、校舎入口のスロープや敷地内の通路、バリアフリースイッチ整備等のバリアフリー改修工事を実施し、障がい児が通学しやすい環境を整備した。また改修工事の完了後の2023年7月、「施設管理研修」を実施し、村長や教員、PTAメンバー、コミュニティボランティア、地域サポートグループメンバーなど計45名を対象にバリアフリー設備の維持管理方法を説明し</p>

た。

第2年次の前半には、第3年次にバリアフリー改修工事を実施する拠点校としてパアン地区サンフリー区サンフリー小学校、パアン地区ノウンプレイン区パーヤー小学校を選定した。選定にあたっては、各校の校長、教員、PTAメンバー、地域サポートグループメンバー等を対象に聞き取りを実施し、通学している障がい児の人数や障がいの程度、学校の敷地内で障がい児が直面する物理的な障壁等を確認した。

2023年2月および7月、現行事業追加拠点地域の5校の小学校（パアン地区サンフリー区サンフリー小学校、サンフリー区コーターズ小学校、ノウンプレイン区ノウンタラ小学校、ノウンプレイン区ライントン小学校、ノウンプレイン区パーヤー小学校）においてそれぞれ「バリアフリー研修」を実施し、村長や教員、PTAメンバー、コミュニティボランティア、地域サポートグループメンバーなど計65名を対象にバリアフリーの概念や意義などを伝えた。

### 1-2 インクルーシブな図書・学習室の整備

ノウンプレイン区パーヤー小学校において、同校内空きスペースを障がいインクルーシブな学習室として整備し、周辺の拠点校が取り組みを学ぶためのモデル校として選定した。2023年1月より後述する教育自助団体が特別学習活動を開始した。また、同小学校校長やパーヤー村村長、地域サポートグループメンバーと協議し、2023年2月に車いす利用児童のための高さが調節可能な机、椅子、本棚、敷物等の備品をパーヤー小学校に供与した。また、次年度（第3年次）の活動に向け、追加モデル校として新たにサンフリー小学校とライントン小学校の2校を選定した。第3年次にはパーヤー小学校とサンフリー小学校においてインクルーシブな学習室を建設し、ライントン小学校においては校内空きスペースをインクルーシブな学習室として整備する予定である。

### 1-3 障がい児への福祉サービスの提供

2022年9月、追加拠点地域5村において18歳以下の障がい児および6歳から18歳の不就学児に関する聞き取り調査を実施した。先行拠点地域3村を含む計8村の18歳以下の障がい児計42名、不就学児計186名を障がい児・不就学児リストに登録した。追加拠点地域5村のコミュニティボランティア選出後、当該障がい児・不就学児情報リストに基づき、当会現地職員の理学療法士がコミュニティボランティアとともに障がい児の家庭を個別訪問し、必要な福祉サービスを確認した。報告期間内において16名を小児科クリニックや眼科クリニック、整形外科リハビリテーションセンター等の医療機関へ照会、また、地域サポートグループを介して6名の障がい児に子ども用車いすや子ども用リハビリいす、リハビリ用靴等を貸与した。照会支援の際にはコミュニティボランティアが同行し、専門機関への照会手順や障がい児の介助方法について学ぶ機会を提供した。また、当会パアン事務所の理学療法士が介助者やコミュニティボランティアに補助具の使用法や維持管理方法について指導した（福祉サービスを受けた障がい児の詳細は「添付資料⑤：補助具供与一覧、照会支援実績一覧」を参照）。

2023年2月、コミュニティボランティア39名を対象に当会現地職員が「介助者研修」を1日間実施し、参加者が障がい児の日常生活動作の練習方法、補助具の種類や利用方法、家庭でできるリハビリテーション、医療機関への照会方法等について学ぶ機会を提供した。

## 活動2. インクルーシブ教育支援活動実施体制の確立

2-1 地域サポートグループの設立およびコミュニティボランティアの選出、地域サポートグループによる教育に関する協議の実施

2022年12月、追加拠点地域5村において、村長や校長、教員、PTAメンバー、障がい児の介助者、障がい者、不就学児、拠点校児童、コミュニティボランティア、地域住民を含む地域サポートグループメンバー候補者計111名を対象に、「地域サポートグループオリエンテーション」を実施した。オリエンテーションでは事業概要や障がい児への教育支援、障がい児・子どもの権利、子どもの保護等の重要性について参加者に伝えた。

その後、オリエンテーション参加者を中心とする地域サポートグループを設立した（地域サポートグループメンバーの詳細は「添付資料⑥：地域サポートグループメンバー、コミュニティボランティア、学生ボランティア詳細」を参照）。

同12月には、全拠点地域8村の地域サポートグループメンバー計92名を対象に「地域サポートグループ行動計画策定ワークショップ」を各村で計8回開催し、各地域サポートグループが行動計画を策定した（「添付資料④：地域サポートグループ行動計画詳細」を参照）。本行動計画には、コミュニティボランティアによるインクルーシブ教育啓発活動の実施や障がい児の特別学習活動およびインクルーシブな課外活動の支援、障がい児への福祉サービス提供、障がい児宅への訪問による相談支援等が設定された。その後、各地域サポートグループは、3ヵ月毎に実施した定期会合にて行動計画の進捗状況を確認し、計画に基づく活動内容について協議した。

2022年11月および12月に追加拠点地域5村において、コミュニティボランティア候補者計25名を対象に計5回、「コミュニティボランティア選出ワークショップ」を開催し、当会現地職員が事業概要や障がい児が地域で直面する課題、障がい児への教育支援方法、コミュニティボランティアの役割等について伝えた。本ワークショップ後、希望する参加者はコミュニティボランティアとして登録され、各地域サポートグループの行動計画に基づいて活動を実施した（コミュニティボランティアの詳細は「添付資料⑥：地域サポートグループメンバー、コミュニティボランティア、学生ボランティア詳細」を参照）。

2022年10月と12月には、当会理事でもある日本人専門家の河野眞氏による助言の下、当会現地職員が、「障がい児・不就学児情報リスト管理・個別教育計画作成研修」に関する事前打ち合わせをオンラインで実施した。当会現地職員はコミュニティボランティアを対象とした研修の進め方や個別教育計画書式作成および計画策定方法、事例検討の進め方、学校における合理的配慮と基盤整備等について学びを深め、研修内容を検討・準備した。

2023年2月、コミュニティボランティア40名を対象に、当会現地職員および同専門家が「障がい児・不就学児情報リスト管理・個別教育計画作成研修」を実施した。参加者は個別教育計画の概要や作成の目的について学び、個別教育支援計画フォーマットの改定案について協議した。また、ロールプレイ形式で個別教育支援計画書を作成するための面接を実施し、個別教育計画策定に関する理解を促進した。

また、2023年6月および7月、上記研修のフォローアップとして当会現地職員が同専門家と会議を開催し、個別教育計画の作成・運用過程で当会現地職員やコミュニティボランティアが直面する課題や打開策について協議した。

2023年6月、先行事業「カレン州チャインセチ地区およびラインブエ地区における地域に根差したリハビリテーション事業（2017年9月～2020年9月）」の地域主要関係者による委員会（以下、CBR委員会）のメンバー2名を招聘し、地域サポートグループメンバー24名を

対象に「地域サポートグループ活動共有ワークショップ」をオンラインで開催した。地域サポートグループより本2年次事業の活動進捗や課題等が共有された後、CBR委員会メンバーより先行事業の経験が伝えられ、地域サポートグループより共有された課題について議論を深めた。

## 2-2 障がい児・不就学児への家庭訪問を通じた相談支援の実施

1-3に記載の通り、障がい児・不就学児リストを基に当会現地職員の理学療法士がコミュニティボランティアとともに障がい児の家庭をそれぞれ1回以上個別訪問して必要な福祉サービスを確認した。照会支援や補助具の供与が必要な障がい児については、同理学療法士がコミュニティボランティアとともに再度個別訪問し、追加でアセスメントを実施した。コミュニティボランティアがアセスメントに同席することで、インタビューの進め方や傾聴の方法について学び、本プロジェクトが終了後も継続して必要な支援を提供するノウハウを習得できるよう指導した。

2023年2月、コミュニティボランティア40名を対象に外部講師による「相談支援研修」を実施し、聞き取り方法の振り返りや傾聴の技術、障がい児とその家族に対するインタビュー方法等に関する講義、および事例検討のワークショップを通して、障がい児が必要とする福祉サービスを効果的に提供する手法についての理解を促した。本研修はヤンゴンから外部講師を招聘する計画であったが、講師が体調不良により長距離移動ができなくなったため、オンラインでの実施に変更した。

## 2-3 地域サポートグループメンバー、コミュニティボランティアへのインクルーシブ教育研修の実施

「インクルーシブ教育研修」は2022年12月から2023年1月に実施する計画であったが、ウジー区ウジー高校およびタカウンポー区ノークワー中学校において、校長の不在が続いており参加者を確定することができなかった。そのため、学校の試験期間終了後の2023年3月、本研修を開催し、ヤンゴンを拠点とする障がい児支援団体であるエデンセンター（EDEN Centre for Disabled Children）から講師2名を招聘し、全拠点地域8村の地域サポートグループメンバーおよびコミュニティボランティア計48名が参加した。参加者は、障がいの概要や障がいの種類と特性、障がい児と子どもの権利、インクルーシブ教育・特別教育・統合教育の違い、障がい児が学校で抱える課題、子どもの障がいに応じたコミュニケーションの取り方などについて学んだ。

## 2-4 教育自助団体の設立および学生ボランティアの選出

2023年1月、全拠点地域8村で教育自助団体の活動に関心のある障がい児の介助者、障がい者、コミュニティボランティアを含む計40名を対象に、ヤンゴンを拠点とする現地障がい当事者団体であるミャンマー・インディペンデント・リビング・イニシアチブ（Myanmar Independent Living Initiative、MILI）より講師2名を招聘し、パン市内で「教育自助団体研修」を実施した。参加者は障がいの概念と障がい者運動の状況、障がいの種類、障がい者とのコミュニケーション方法、自助団体の役割、当事者団体や関係機関とのネットワーキング方法、地域に根差したリハビリテーションの基本的な概念、リーダーシップ、チームビルディング、特別支援教育に関する基本的な知識、障がい児に対する支援の早期開始の重要性、インクルーシブ教育とノンフォーマル教育等について学んだ。2023年1月、研修参加者が全拠

点地域 8 村で教育自助団体を設立し、計 8 団体に 73 名が自助団体メンバーとして登録され、各自助団体からリーダーが選出された。2023 年 1 月より当該教育自助団体が中心となって特別学習活動やインクルーシブな課外活動を実施した（教育自助団体の詳細は「添付資料⑦：教育自助団体一覧」を参照）。

「学生ボランティア研修」についても、希望者を対象に 2022 年 10 月から 11 月に実施し、2022 年 12 月から 2023 年 1 月にかけて学生ボランティアを選出する計画であった。しかし、上述の通りウジー区ウジー高校およびタカウンボー区ノークワー中学校において校長の不在により研修日程および学生ボランティア候補者を確定することができなかつたため、実施日程を遅らせることとした。学校の試験期間終了後、2023 年 3 月に同研修を実施し、障がい者や障がいの種類、特別学習活動、インクルーシブ教育、リーダーシップに関する知識を深め、特別学習活動やインクルーシブな課外活動の目的について学ぶ場を提供した。同研修に参加した全ての学生 41 名が学生ボランティアとして登録され活動を開始した。その後、事業期間中に 3 名は転校、1 名は退学、1 名はタイへ転居したため当該 5 名が学生ボランティアとしての活動を終了した。その後 1 名を新たに登録し、活動を開始した。

（学生ボランティアの詳細は「添付資料⑥：地域サポートグループメンバー、コミュニティボランティア、学生ボランティア詳細」を参照）。

#### 2-5 障がい児および不就学児への特別学習活動の実施

2022 年 9 月より先行拠点地域 3 村においてコミュニティボランティアが主体となり、障がい児の介助者や地域サポートグループメンバーとともに特別学習教材を使用した障がい児への特別学習活動を毎月 1 回以上実施した。2023 年 1 月からは教育自助団体が中心となり、全拠点地域 8 村において特別学習活動を開始した。特別学習活動ではコミュニティボランティアや障がい児の家族が参加者の年齢に応じて、絵本の読み聞かせや塗り絵・パズル等の知育活動または計算や文字の学習等の学習支援や、歯磨きや洗髪、手洗いなど衛生啓発を実施、個別学習計画の目標の達成に向けたサポートを実施した。2022 年 9 月から 2023 年 9 月までに全拠点地域 8 村において計 87 回実施し、障がい児 301 名、不就学児 359 名、障がいのない就学児 350 名、障がい児の家族 148 名、障がい者 49 名を含む、延べ 1,647 名が特別学習活動に参加した。

なお、追加拠点地域 5 村のコミュニティボランティアに特別学習教材を配付する際には、当会現地職員があらかじめ使用方法について説明するとともに、特別学習活動の実施に際しては、必要に応じて当会現地職員が事業地を訪問して特別学習教材の活用方法や特別学習活動の進め方を説明し、フォローアップを実施した。第 2 年次終了時に本活動で使用した教材は各村の地域サポートグループへ供与した。

### 活動 3. 障がい理解促進およびインクルーシブな課外活動の実施

#### 3-1 インクルーシブ教育啓発研修の実施

2023 年 2 月、コミュニティボランティア 39 名を対象に当会現地職員が啓発研修を実施した。参加者は障がい児を含む子どもの権利、障がいの概念、教育の重要性、子どもの保護、インクルーシブ教育の概要、啓発活動での説明の仕方やプレゼンテーション能力向上のためのポイントなどを学んだ。また、本研修では第 1 年次より活動を開始した先行拠点地域 3 村のコミュニティボランティアが第 1 年次の活動における経験や課題、対処方法等を共有し、追加拠点校 5 村のコミュニティボランティアと意見を交換した。コミュニティボランティアによる啓発活動の開始前や実施中には当会現地職員がフォローアップし、啓発活

動の進め方に関して助言した。

### 3-2 インクルーシブ教育啓発活動の実施

「インクルーシブ教育啓発研修」の実施後、本研修に参加したコミュニティボランティアが全拠点地域 8 村において、計 25 回インクルーシブ教育啓発活動を実施し、参加した児童や地域住民は計 1,369 名であった（児童を対象：計 10 回、参加者計 589 名；地域住民を対象：計 15 回、参加者計 780 名）。参加者は本啓発活動において障がいの概要や障がいの種類と特性、障がい児が抱える課題とその要因、インクルーシブ教育の概要、障がい児を含む子どもの権利、子どもの保護等について学んだ。また、当会現地職員は電話やオンライン等で活動のモニタリングおよびフォローアップを実施した。啓発活動の効果を高めるため、地域住民に配付する啓発教材と、コミュニティボランティアが啓発活動で使用する啓発教材を作成した。地域住民用の教材については日常生活で使用できるよう、障がいへの偏見・差別の解消やインクルーシブに関する啓発メッセージを記載した傘とトートバッグを製作し、コミュニティボランティアから傘を児童へ、トートバッグを成人へ配付した。コミュニティボランティア用の啓発教材については、ポスターを作成し、障がいに関する知識や障がいやインクルーシブ教育の定義、子どもの権利等を伝える内容とした（啓発教材の詳細は添付資料⑧製作物・教材一覧を参照）。各村のコミュニティボランティアにポスターを配付し、内容を分かりやすく説明できるよう「インクルーシブ教育啓発研修」で当会現地職員が指導を行った。

### 3-3 インクルーシブ課外活動の実施

2023 年 1 月より、全拠点地域 8 村において教育自助団体が中心となり、インクルーシブ課外活動を開始した。ミャンマーの伝統的な菓子づくり、地域清掃、手洗いや歯磨き等の衛生啓発、筆を使わず手指で絵を描くハンドペインティング等の創作活動を実施した。2023 年 1 月から 2023 年 9 月までに各村において月 1 回計 72 回実施し、障がい児 214 名、不就学児 506 名、障がいのない就学児 2,921 名、障がい児の家族 201 名、障がい者 77 名を含む、計 4,642 名が参加した。

## 活動 4. インクルーシブ教育支援活動の普及

### 4-1 カレン州政府、拠点地域の地区、区行政への成果報告

2022 年 9 月より、カレン州社会福祉局経由でカレン州政府へ 3 ヶ月毎の活動計画を提出し、活動実施の承認を受けたのちに活動を実施した。2023 年 9 月、カレン州社会福祉局およびパアン地区教育局、地区教育担当者へ第 2 年次の活動報告書および第 3 年次の活動計画書を提出した。活動地域の治安状況等を考慮の上、第 1 年次より引き続き、現地政府と一定の距離を保って活動を進めたため、本活動は報告書および計画書の提出に留めたが、カレン州社会福祉局からは社会福祉局長、副局長、副局長補佐、パアン地区教育局からは副教育担当官が同活動報告書および同活動計画書提出時の会合に参加し、インクルーシブ教育および本事業に対する理解を深めた。

### 4-2 カレン州で活動する関連団体へインクルーシブ教育に関するワークショップの実施

「インクルーシブ教育に関するワークショップ」の開催にあたり、カレン州で障がい者支援や教育関連の活動を実施する国連機関や国際 NGO、地域に根差した団体である CBO、障がい者自助団体を招待した。当会の活動やインクルーシブ教育に関するワークショップの概要を説明するとともに、事前教材としてノートを配付した。2023 年 6



	<p>月および7月に「インクルーシブ教育に関するワークショップ」を開催し、計29名（計21団体）が参加した。当ワークショップの中で当会パアン事務所が取り組むインクルーシブ教育やその事業内容を説明し、その後、教育、児童、インクルージョン、障がい者支援セクターの4グループに分かれ、各グループがインクルーシブな活動の実施計画について話し合い、活動計画を作成した。</p>
<p>(3) 達成された成果</p>	<p>本事業は障がい児の社会的包摂およびすべての子どもへの教育の機会提供を推進するものであり、持続可能な開発目標(SDGs)の細分化ターゲット4.5「2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。」およびターゲット10.2「2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的、政治的な包含を促進する」に寄与する。</p> <p>本事業の成果の達成度を測るにあたり、全拠点地域8村の障がい児・不就学児および児童・生徒220名（障がい児40名、不就学児114名、児童・生徒66名（いずれも保護者が回答したものを含む））、地域住民65名の計285名を対象とした聞き取り調査を実施した（詳細は「添付資料⑨：終了時調査結果」を参照）。不安定な治安状況の影響を受けて当会現地職員が訪問できない事業地については、電話による聞き取り調査を実施した。各活動の成果は以下のとおり。</p> <p><b>1 学校のアクセシビリティ向上</b></p> <p>【成果1】各拠点校の地域において、障がい児を含む子どもの教育へのアクセスが改善される。</p> <p>【指標】</p> <p>1-1 改修工事を実施した学校へ就学する障がい児を含む児童・生徒の内、80%以上が「学校の利便性が向上した」と回答する〔第1-3年次〕</p> <p>・第2年次にバリアフリー改修工事を実施したコータースー小学校およびノウンタラ小学校、ライントン小学校のバリアフリー設備を利用したことがある障がい児および生徒、地域住民の93名（障がい児13名、障がいのない不就学児56名、障がいのない児童・生徒23名、地域住民1名（保護者が回答した者も含む））への聞き取り調査の結果、回答者の100%が「学校の利便性が向上した」と回答した。また、第1年次に同工事を実施したウェルジー高校においても同校のバリアフリー設備を利用したことがある障がい児および生徒、地域住民25名（障がい児1名、障がいのない不就学児7名、障がいのない児童・生徒17名、（保護者が回答した者も含む））を対象に同じ内容の聞き取り調査を実施したところ、回答者の100%が「学校の利便性が向上した」と回答した。具体的に利便性が高いと感じる設備については、アクセスパス（95%）、スロープ（94%）、手すり（92%）、バリアフリートイレ（87%）が挙げられた（複数回答方式、総回答数434）。</p> <p>1-2 インクルーシブな図書・学習室を整備する拠点校の地域（モデル地域）において、障がい児の85%以上が学校へ通学する、または拠点校内の図書・学習室で実施する特別学習活動へ参加し、「対象校の児童・生徒と交流する機会が増えた」と回答する〔第2-3年次〕</p> <p>・インクルーシブな図書・学習室を整備したパーヤー村において、障がい児9名への聞き取り調査の結果、回答者の6名（67%）が学校へ通学し、または9名（100%）が拠点校内の図書・学習室で実施する特</p>

別学習活動へ参加し、回答者の9名(100%)が「対象校の児童・生徒と交流する機会が増えた」と回答した。

1-3 地域サポートグループやコミュニティボランティア等を通じて、不就学児を含む障がい児に対し、必要に応じた補助具・リハビリなどの福祉サービスの提供が開始される[第1-2年次]  
・追加拠点地域5村サンフリー村、コータースー村、ノウンタラ村、ライントン村、パーヤー村の不就学児を含む障がい児へ、必要に応じた補助具やリハビリなどの福祉サービスの提供が開始された。

1-4 不就学児を含む障がい児の80%以上に対し、地域サポートグループやコミュニティボランティア等を通じて、必要に応じた補助具・リハビリなどの福祉サービスが提供される[第2-3年次]  
・全拠点地域8村において、個別のニーズに基づき、障がい児計16名を小児科クリニックや眼科クリニック、整形外科リハビリテーションセンター等の専門機関へ照会し、障がい児計6名に対して子ども用車いすや子ども用リハビリ車いす、リハビリ用靴等の補助具6点を、地域サポートグループを通して供与した(「添付資料⑤:補助具供与一覧、照会支援実績一覧」参照)。また、理学療法士の資格を有する当会現地職員が個別のニーズに基づき、日常生活動作や介助方法に関する指導やカウンセリングを行った。  
・全拠点地域8村の障がい児・不就学児への聞き取り調査の結果、「福祉サービスが必要である」と回答した29名の内、16名(55%)が「地域サポートグループを通して福祉サービスを受けた」と回答した。「適切な福祉サービスを受けていない」と回答した1名の障がい児は当会が供与した車いすの座席サイズが小さく調整する必要があると回答した。これを受け、第3年次、2023年10月に障がい児に合わせ車いすの座席を変更するよう福祉サービスを提供した。その他、「適切な福祉サービスを受けていない」と回答した障がい児2名と不就学児10名は生活用品等や仕事に生かせるスキルを必要としている旨の回答があったが、本事業で提供される福祉サービスの対象外であり、本要望に対しては別事業にて個々に対応する。

1-5 福祉サービスの提供を受けた障がい児の80%以上が「教育へのアクセスが向上した」と回答する[第2-3年次]  
・全拠点地域8村の福祉サービスの提供を受けた障がい児14名の内14名(100%)が「福祉サービスの提供を受けた後、教育へのアクセスが向上した」と回答した。

## 2 インクルーシブ教育支援実施体制の確立

【成果2】地域住民により、インクルーシブ教育を支える仕組みが整備される

### 【指標】

2-1 地域サポートグループおよびコミュニティボランティアが行動計画に基づき活動を開始する[第1-2年次]  
・先行拠点地域3村の地域サポートグループは2022年9月または10月に地域サポートグループ定期会合において行動計画を策定し、同月より活動を開始した。追加拠点地域5村サンフリー村、コータースー村、ノウンタラ村、ライントン村、パーヤー村の地域サポートグループは2022年12月に「地域サポートグループ行動計画策定ワークショップ」において行動計画を策定し、同月より活動を開始した。

2-2 地域サポートグループにより、教育に関する協議が3ヵ月毎に実

施され、行動計画が見直される [第 2-3 年次]

・全拠点地域 8 村の地域サポートグループにより、定期会合で教育に関する協議が 3 ヶ月毎に実施された。

・2-1 記載の通り、先行拠点地域 3 村の地域サポートグループは 2022 年 9 月または 10 月に行動計画を策定した後、2022 年 12 月に行動計画を見直し、家庭訪問による相談支援等に関する協議を行った。また同月、追加拠点地域 5 村の地域サポートグループは行動計画を策定した。その後、2023 年 3 月と 6 月または 7 月に全拠点地域 8 村の地域サポートグループ定期会合が開催され、障がい児の特別学習活動の支援や拠点校の児童の栄養補助の支援等に関して話し合わせ、行動計画が更新された（「添付資料③：地域サポートグループ定期会合実績表」および「添付資料④：地域サポートグループ行動計画詳細」参照）。

2-3 コミュニティボランティアにより、障がい児・不就学児情報リストが年に 1 回以上更新される [1-3 年次]

・障がい児・不就学児情報リストが年に 1 回以上更新された。

・全拠点地域 8 村においてコミュニティボランティアが障がい児・不就学児に関する情報を収集し、障がい児や不就学児が新しく確認された際など随時、各村の障がい児・不就学児情報リストを更新した。

2-4 各拠点校の地域において、障がい児および不就学児の保護者の 80%以上が、「家庭訪問を通じた相談支援制度を利用して、定期的に子どもの教育に関する相談をした」と回答する [第 2-3 年次]

・全拠点地域 8 村において、コミュニティボランティアによる障がい児および不就学児への定期的な相談支援が開始された。

・2023 年 2 月、全拠点地域 8 村のコミュニティボランティアを対象に相談支援研修を実施した。また、地域サポートグループは行動計画に障がい児や不就学児への相談支援を盛り込み、コミュニティボランティアはその行動計画に基づき障がい児や不就学児に対して相談支援を実施した。

・全拠点地域 8 村にて実施した聞き取り調査の結果、障がい児 40 名および不就学児 114 名の計 154 名（保護者が回答した者も含む）の内、85 名が「家庭訪問を通じた相談支援制度を利用して、定期的に子どもの教育に関する相談をした」と回答し、その割合は 55%で 80%に満たなかった。特別学習活動において相談支援を実施していたため、家庭訪問では、主に補助具の供与や照会支援のニーズを探ることを目的としたアセスメントを実施した。従って、「家庭訪問を通じた相談支援制度」を利用して相談したと回答した受益者が 80%に満たなかったと考えられる。

第 3 年次において、家庭訪問の際に相談支援を実施する回数を増やし、障がい児や不就学児への教育を個別にサポートしていく。

2-5 インクルーシブ教育研修参加者の確認テストの平均正答率が 80%以上となる [第 1-3 年次]

・インクルーシブ教育研修参加者の研修後の確認テスト平均正答率が 85%であった。

・事前テストと事後テストの結果を比較したところ、障がいの概要や障壁については 36%から 84%、インクルーシブ教育については 60%から 86%に理解度がそれぞれ向上し、参加者は一定の障がいやインクルーシブ教育について正しい理解を得た。

2-6 各拠点校の地域において、教育自助団体による定期的な障がい児

への特別学習活動が実施され、参加した障がい児および不就学児の80%以上が、個別教育計画で設定した目標を達成する [第2-3年次]

- ・全拠点地域8村の各地域サポートグループが策定した行動計画に基づき2023年1月からは、教育自助団体が中心となって特別学習活動が実施された。2022年9月から2023年9月までに全拠点地域8村において計87回実施された。
- ・個別教育計画は継続したフォローアップが必要なため、特別学習活動に続けて参加した障がい児および不就学児を対象に実施した。個別教育計画を作成した障がい児および不就学児計43名の内、91%である39名が個別教育計画で設定した目標を達成した。

### 3 地域住民の障がい理解促進およびインクルーシブな課外活動の実施

【成果3】地域住民のインクルーシブ教育への理解が向上する

【指標】

3-1 啓発研修参加者の確認テスト平均正答率が80%以上となる [第2-3年次]

- ・啓発研修参加者の研修後の確認テスト平均正答率が96%であり、参加者が研修内容を理解し、啓発活動を実施するための知識を身につけたことを確認した。

3-2 拠点校の児童・生徒を含む啓発活動参加者への障がい児・子どもの権利、多様性に関する確認テスト平均正答率が70%以上となる [第2-3年次]

- ・全拠点地域8村において、コミュニティボランティアが啓発活動に参加した児童・生徒、障がい児を含む地域住民計1,369人を対象に理解度テストを実施した。テストの内容は子どもの権利や障がいの種類、障がい者が地域で直面する障壁、インクルーシブ教育の定義等に関する基本的な内容10項目とし、啓発活動参加者への障がい児や子どもの権利に関する確認テストの平均正答率が93.5%であった。

3-3 地域住民の80%以上が「障がい児および不就学児は教育にアクセスする権利がある」と回答する [第2-3年次]

- ・全拠点地域8村の地域住民65名への聞き取り調査の結果、回答者の97%が「障がい児は教育にアクセスする権利がある」と回答し、100%が「不就学児は教育にアクセスする権利がある」と回答した。

3-4 各拠点校の地域において、インクルーシブな課外活動を通じて、障がい児および不就学児が地域の子どものと交流する機会が定期的に設けられる [第2-3年次]

- ・2023年1月、全拠点地域8村において教育自助団体が中心となってインクルーシブな課外活動が開始された。2023年1月から2023年9月までに各村において月1回計72回実施され、障がい児および不就学児が地域の子どものと交流する機会を創出した。

### 4 インクルーシブ教育支援活動の普及

【成果4】インクルーシブ教育支援活動が普及する

【指標】

4-1 カレン州で活動する障がい児者支援、子ども支援、および教育関連団体を対象にインクルーシブ教育に関するワークショップに、15団体の国連機関・NGO・CBOが参加し、普及に向けた活動計画を作成する [第2年次]

- ・2023年6月および7月に「インクルーシブ教育に関するワークショップ」を開催し、計21団体(計29名)が参加した。当ワークショ

	<p>ップの中で各団体がインクルーシブな活動の実施計画についてグループディスカッションを実施し、インクルーシブ教育の普及に向けた活動計画を作成した（「添付資料⑩：インクルーシブ教育の普及に向けた活動計画」参照）。</p> <p>【成果1】【成果2】【成果3】【成果4】とSDGsターゲット4.5、10.2の関連性については、各成果により障がい児の教育へのアクセス、および地域における社会参加の機会に向けた基盤が構築され、障がい者および脆弱な立場にある子どもの教育への平等なアクセス、および障がいの有無に関わらないすべての人々の社会的な包含の促進に寄与した。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<p><b>事業の持続性</b></p> <p>第2年次には、新たに5村を拠点地域として加え、先行拠点地域3村と同様に地域サポートグループが設立され、各グループが行動計画を策定するための支援を行った。その後、「地域サポートグループ活動共有ワークショップ」でCBR委員会メンバーが、先行事業の経験や課題を共有し、各地域サポートグループが行動計画を見直す上で有益な情報となった。また、当会が設立を支援した教育自助団体が中心となり、障がい児を対象とした特別学習活動やインクルーシブな課外活動、地域住民を対象としたインクルーシブ教育に関する啓発活動を実施した。各地域のコミュニティボランティアは各種研修に参加し、インクルーシブ教育を推進するための能力を向上させ、地域に根差した取り組みの基盤が強化された。第3年次においても、継続して各地域で活動を実施する。</p> <p>コータースー小学校およびノウンタラ小学校、ライントン小学校において建設したバリアフリー施設を各小学校へ移譲した。「施設管理研修」では、小学校校長や教員、生徒、地域サポートグループメンバー、PTAメンバー、コミュニティボランティア、村長がバリアフリーの意義や施設の維持管理方法について理解を深め、事業終了後にバリアフリー施設が維持管理される体制が整備された。</p> <p><b>事業の発展性</b></p> <p>2023年9月、カレン州社会福祉局およびパアン地区教育局へ第2年次の活動報告を実施した。</p> <p>第1年次と同様、政変後は行政機関との密な連携が困難な状況であるため、第2年次にはインクルーシブ教育に関するワークショップを開催し、カレン州で活動する障がい児・者支援や子ども支援、教育関連団体に対して本事業活動内容やインクルーシブ教育の意義についての説明を行った。また、各団体が障がいインクルーシブな活動計画を作成した。</p> <p>第3年次には、インクルーシブ教育に関するハンドブックを作成することに加え、シンポジウムを開催し、ユニセフや国際・国内NGO等の援助機関／団体、障がい者支援団体、地域ベースの組織（CBO）へ本事業の取り組みを広める。カレン州社会福祉救済復興省社会福祉局および教育省基礎教育局に対しては、提言書を提出する。また、現地障がい者支援団体が加盟するミャンマー障がい者連盟、関連援助機関・団体などへも働きかけ、本事業が地方におけるインクルーシブ教育支援活動のモデルとして広く活用されることを目指す。</p>

3 その他	
(1) 固定資産譲渡先	特に無し
(2) 特記事項	<p>第1年次と同様、カウンターパートである社会福祉救済復興省に毎月活動報告書を提出し、カレン州政府への活動実施に関する手続きを取りながらも、レピュテーションリスクの対策の一環として、現地政府機関との目立った調整を控えながら活動を進めた。</p> <p>当会駐在員は2023年1月に1名、同年4月に1名がそれぞれ赴任し、ヤンゴンより遠隔で事業を管理した。また入域許可が下りた際にはパアンへ出張した。当会駐在員および現地職員は引き続き安全管理対策を徹底して事業を実施した。</p> <p>また、2022年10月に公表・施行された INGO および現地 NGO の登録に関する新団体登録法に基づき、2023年11月に INGO 登録手続きが完了した(2028年11月3日まで有効)。</p>

完了報告書記載日：2023年12月28日

団体代表者名：理事長 堀江 良彰

(公印省略)

☒ 団体としての最終版であることを確認済み(要チェック)

#### 【添付書類】

- ① 日本NGO連携無償資金収支表(様式4-a)
- ② 日本NGO連携無償資金使用明細書(様式4-b)
- ③ 人件費実績表(様式4-c)
- ④ 一般管理費等 支出集計表(様式4-d)
- ⑤ 事業完了時の写真(様式4-e)
- ⑥ 契約通貨以外で支出した項目の記載額の算出根拠となるレート
- ⑦ 外部調査報告書
- ⑧ 銀行通帳の出入金記録の写し
- ⑨ 残余金発生理由書
- ⑩ 添付資料①：ワークショップ・セミナー実施内容一覧
- ⑪ 添付資料②：ワークショップ・セミナー実績表(日付順)
- ⑫ 添付資料③：地域サポートグループ定期会合実績表
- ⑬ 添付資料④：地域サポートグループ行動計画詳細
- ⑭ 添付資料⑤：補助具供与一覧、照会支援実績一覧
- ⑮ 添付資料⑥：地域サポートグループメンバー、コミュニティボランティア、学生ボランティア詳細
- ⑯ 添付資料⑦：教育自助団体一覧
- ⑰ 添付資料⑧：製作物・教材一覧
- ⑱ 添付資料⑨：終了時調査結果
- ⑲ 添付資料⑩：インクルーシブ教育の普及に向けた活動計画
- ⑳ 添付資料⑪：事業内容、事業の成果に関する写真